

ユニット型介護老人福祉施設重要事項説明書

(令和 8 年 10 月 1 日現在)

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

※受付時間は原則、月～金の下記時間

電話 0479-77-1331 (8:30～17:30)

担当 生活相談員 飯田 直弥

2. 特別養護老人ホームユニットケア 芝山苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名	特別養護老人ホームユニットケア 芝山苑
所在地	千葉県山武郡芝山町山中字池ノ谷1337-1
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (1276500079)

(2) 施設の職員配置体制

管理者(施設長)	1名	医師	1名(非常勤)
生活相談員	1名(兼務)	介護支援専門員	1名(兼務)
看護職員	1名以上	介護職員	10名以上
栄養士	1名	機能訓練指導員	1名以上(兼務)
事務員	3名以上	調理師	委託業務

※職員の人員配置については、指定基準を遵守しています。

(3) 施設の概要

定員	30名 / 1ユニット 10名 (3ユニット)		
居室(個室)	30室 (1室 15㎡)	浴室	3室 (内1室特殊浴槽)
生活共同室	3室	ミニキッチン	3室

3. 基本サービス内容

- ①施設サービス計画の作成 ②食事 ③入浴 ④介護 ⑤レク等 ⑥機能訓練
⑦健康管理 ⑧美容サービス ⑨健康管理 ⑩行政手続き代行 ⑪特別食提供 等

4. 利用料金

(1) サービス利用費

- ① ユニット型介護福祉施設サービス費 ※下記単位は1割負担分を表記

一日の自己負担額 (単位/日)	
要介護1	670
要介護2	740
要介護3	815
要介護4	886
要介護5	955

② 加算料金（下記の単位は1割負担分の表記）

一日の自己負担額（単位／日）		備考
外泊時費用	246	入院時及び居宅への外泊時(月6日まで)
初期加算	30	入居より30日以内。また30日以上入院後の再入居も同様
療養食加算	6/一食	療養食を提供した場合
低栄養リスク改善加算	300/月	低栄養状態の入所者に対し栄養計画を策定・管理した場合
栄養マネジメント強化加算	11	管理栄養士を基準以上配置し情報の活用を行った場合
再入所時栄養連携加算	400/一回	退院してくる再入所に対し、管理栄養士が病院の管理栄養士と連携し計画を策定した場合
看護体制加算Ⅰ	4	常勤の看護師を1名以上配置していること
看護体制加算Ⅱ	8	看護職員が最低基準より1名以上上回った配置
個別機能訓練加算Ⅰ	12	専任の機能訓練指導員を配置している
個別機能訓練加算Ⅱ	20/月	個別機能訓練の実施に対する情報の活用を行う
科学的介護推進体制加算Ⅰ	40/月	利用者の心身の情報を厚労省に報告し、情報の活用を行う
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50/月	科学的介護推進体制加算Ⅰに加え疾病の情報も提供する
ADL維持等加算Ⅰ	30/月	Barthel Index で評価し、厚労省に情報提供行う
ADL維持等加算Ⅱ	60/月	ADL維持等加算Ⅰを行い、ADL利得を平均した値が1以上
自立支援促進加算	280/月	医師の意見を貰い、多職種協働により定期的に支援計画を策定しケアを行う。また、厚労省への情報提供、活用を行う。
若年性認知症受入加算	120	若年性認知症と診断を受けた方を受け入れた場合
経口移行加算	28	経口摂取に移行する為の栄養管理を行った場合
経口維持加算Ⅰ	400/月	著しい摂取機能障害があり、内視鏡検査により誤嚥が認められる方へ、経口維持計画を作成した場合
経口維持加算Ⅱ	100/月	摂取機能障害がある方へ、経口維持計画を作成した場合
口腔衛生管理加算	110/月	歯科医師の指示の元歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行った場合
看取り介護加算	72	死亡日以前31日以上45日以下
	144	死亡日以前4日以上30日以下
	780	死亡日以前2日又は3日
	1580	死亡日
日常生活継続支援加算	46	前6ヶ月又は全12ヶ月における新規入居者の内、要介護度4～5が70%以上、又は日常生活自立度Ⅲ以上が65%以上、又は痰吸引が必要な利用者が15%以上。及び介護福祉士が入居者6名につき1名以上配置。
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	介護福祉士が80%以上、または10年勤続の介護福祉士が35%
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	介護福祉士が60%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	介護福祉士が50%以上、または常勤職員が75%以上
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)口	17.6%	加算に必要な条件を全て満たしている場合 ※所定単位数より算定
常勤医師配置加算	25	常勤の医師を一名以上配置
精神科医療用指導加算	5	精神科医師の療養指導が月2回以上
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	18	夜勤帯職員が最低人数より1名以上配置
夜勤職員配置加算(Ⅳ)口	21	夜勤帯職員が最低人数より1名以上配置、また看護職員が各痰吸引等の実施ができる介護職員を配置
退所時相談援助加算	400	退居時相談援助を行った場合
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3/月	褥瘡を予防する為、定期的な評価・管理をした場合
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13/月	褥瘡マネジメント加算Ⅰの要件に加え褥瘡が無い事
排泄支援加算Ⅰ	10/月	排泄障害等の入所者に対し支援計画を作成し、その計画に基づき支援し厚労省への情報の提供と活用を行う
協力医療機関連携加算	50/月	協力医療機関と連携し、定期的に会議を開催している。
退所時情報提供加算	250/回	医療機関へ入院及び退所する際、情報の提供を行う。
高齢者施設等感染対策向上加算	5/月	医療機関から感染制御の実地指導を受けている。
認知症チームケア推進加算	120/月	認知症の入所者が1/2以上、チームケアでの計画を実施する。
	150/月	上記に加え認知症の専門的な研修を修了した者がいる。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10/月	見守り機器等を複数導入し、安全並びに負担軽減の検討を行う。
安全管理体制加算	20/入所時	外部研修を受けた担当者を配置、安全対策を実施する

(2) 食費・居住費

食費（一日）		備考
利用者負担限度額 1 段階	3 0 0	※負担限度額認定証を受けている場合は、認定証に記載されている負担額となります。
利用者負担限度額 2 段階	3 9 0	
利用者負担限度額 3 段階①	6 8 0	
利用者負担限度額 3 段階②	1 4 2 0	
利用者負担限度額 4 段階	1 7 0 0	

居住費（一日）		備考
利用者負担限度額 1 段階	8 8 0	※負担限度額認定証を受けている場合は、認定証に記載されている負担額となります。
利用者負担限度額 2 段階	8 8 0	
利用者負担限度額 3 段階①	1 3 7 0	
利用者負担限度額 3 段階②	1 4 7 0	
利用者負担限度額 4 段階	2 0 6 6	

※ 入院・外泊時においても居室を確保されている場合は、居住費を徴収させていただきます。

但し、外泊時費用算定時は通常の負担限度額をそれ以外の期間は 2 0 6 6 円の負担となります。

(3) その他自己負担となるもの

教養娯楽・日常生活費	一月	1 0 0 0 円
預かり金会計事務手数料	一月	1 5 0 0 円
おやつ代	一日	1 1 0 円
電化製品の持ち込み料金及び電気料金	一日	1 0 0 円
外出行事に係る飲食代	参加時	実費相当分
その他（美容代等）	利用時	実費相当分

(4) 支払い方法

毎月、5 日までに前月分の請求をいたしますので、5 日以内にお支払い下さい。

お支払い後、領収書を発行致します。

5. 退居の手続きの援助

利用者が当施設を退居する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居の為に必要な下記の援助を速やかに行ないます。

- ・適切な病院、診療所又は、介護施設の紹介
- ・居宅介護支援事業所
- ・その他保健医療サービス 又は、福祉サービスの提供者の紹介

※ 利用者が退居後、在宅へ戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として介護保険給付費用の一部負担があります。

6. 施設サービスの特徴等

(1) 運営の方針

居宅における生活への復帰を念頭において、入居前と後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会関係を築き、自律的な生活を営むことができるよう介護サービスの提供に努める。地域や家庭との結び付きを重視した運営

を行ない、市町村や保健医療サービスを提供するものと密接な連携を図るものとする。

(2) 施設利用にあたっての留意事項

- ① 面 会 …原則 9：00～16：00。事前にご連絡下さい。
- ② 外出、外泊 …体調に応じて随時可能です。前日までにご連絡下さい。
- ③ 飲酒、喫煙 …飲酒は原則禁止。喫煙は、苑管理にて所定の場所をお願いします。
- ④ 貴重品の管理…やむを得ず持参された場合は利用者各自の責任で保管をお願いします。
- ⑤ 設備(器具)利用…故意に設備等に損害を与えた場合は、弁償を依頼することもあります。
- ⑥ 施設外での受診…当該施設提携病院以外の受診はご家族にて受診となります。
- ⑦ 宗教活動 …個人での活動は自由ですが、勧誘その他等にご遠慮下さい。
- ⑧ ペット …原則禁止。

(3) 利用者及びその家族等の禁止行為

利用者及びその家族等に次に掲げる行為があった場合、利用者に対して改善を求めます。
改善が見られない場合または行為が悪質である場合は、契約を解除することがあります。

- ① 職員に対する暴力、暴言、威圧的な言動
- ② 職員に対する性的な言動や不適切な身体接触
- ③ 契約で定められた範囲を超えるサービスの強要
- ④ 職員に対する金銭の要求や贈り物の強要
- ⑤ その他職員の人格や尊厳を傷つける行為

7. 緊急時の対応方法

利用者の容態の急変等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、家族の方に速やかに連絡致します。

8. 非常災害対策

災害時の対応…職員等は火災等を発見した場合、直ちに消防機関へ通報すると共に、他の職員及び施設内にいる者に知らせ、苑内にいる者の避難誘導に全力をあげることに
地震時、防災責任者は職員に指揮し火気使用設備等からの出火防止措置を行う
避難は、防災機関からの避難命令又は防火責任者の判断により開始する。

職員は、利用者に対し安全を確保しつつ必要な援助等行ない混乱防止に努める

防災設備 …スプリンクラー設備・火気通報装置・自動火災報知設備・消火器・避難器具
非常警報設備等

防災訓練 …年／3回（年行事計画より）

防災責任者 …根本 雅臣

9. サービス内容に関する相談・苦情担当

・苦情解決責任者 法人本部次長 (特別養護老人ホーム 芝山苑)
尾 崎 正 尚 電 話 0479-77-1331

① 施設利用者相談・苦情担当

飯 田 直 弥 電 話 0479-77-1331

第三者委員

内 藤 節 子 電 話 090-3108-4566

水 口 勝 史 電 話 080-1212-5678

② その他

当施設以外に各市町村にて相談・苦情窓口等でも受け付けています。

市町村名 芝山町

担 当 芝山町役場 福祉保健課 電 話 0479-77-3914

千葉県国民健康保険団体連合会 電 話 043-254-7318

10. 法人の概要

法人種別・名称

社会福祉法人 徳栄会

代表者役職・氏名

理事長 高 根 宏

本部所在地

千葉県山武郡芝山町山中字池ノ谷1337番地1

定款の目的に定めた事業

1. 第1種社会福祉事業

2. 第2種社会福祉事業

3. 居宅介護支援事業

4. その他これに附随する業務

施設等

特別養護老人ホーム 4ヶ所

短期入所生活介護 2ヶ所

通所介護 2ヶ所

在宅介護支援センター 1ヶ所

(居宅介護支援事業所 2ヶ所)

1 1. 緊急時の対応

※ 利用者の体調の変化等、緊急の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡します。

緊急連絡先 1

氏名	続柄
住所	
電話番号(携帯)	
電話番号(自宅)	

緊急連絡先 2

氏名	続柄
住所	
電話番号(携帯)	
電話番号(自宅)	

12. その他

令和 年 月 日

ユニット型介護老人福祉利用に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な説明事項を説明致しました。

事業者

千葉県山武郡芝山町山中字池ノ谷1337番地1

特別養護老人ホーム ユニットケア 芝山苑

説明者

生活相談員 飯 田 直 弥

私は、契約書及び本書面により事業者からユニット型介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

利用者

氏 名

代理人

氏 名